

カンボジア・タイ国境紛争(カンボジア避難民支援)

報告日:2026年1月13日

1. カンボジア・タイ国境にかかる歴史(背景)

カンボジアとタイの国境地帯は、植民地期に策定された国境線の解釈の相違を背景として、長年にわたり緊張を内包してきた地域です。とりわけ、プレアビヒア州に位置するプレアビヒア寺院周辺は、歴史的・宗教的価値が極めて高い一方で、両国の領有権主張が重なり合い、国境紛争の象徴的地点となっていました。

1962年、国際司法裁判所(ICJ)はプレアビヒア寺院がカンボジア領に属するとの判断を示しました。しかし、寺院周辺地域の帰属や国境線の詳細については明確に確定されず、解釈の余地が残されました。この未解決性は、その後の政治情勢や国内要因と相まって、国境地帯における断続的な軍事的緊張や衝突を引き起こす要因となっていました。

2000年代以降、特に2008年のプレアビヒア寺院の世界遺産登録を契機として緊張が再燃し、国境周辺では軍事衝突や住民の避難が繰り返されました。ASEANや二国間枠組みを通じた対話や停戦合意は重ねられてきましたが、国境問題の根本的解決には至らない状況が続いています。

2. 2025年12月 紛争再激化までの経緯

2025年7月下旬、カンボジア北部のプレアビヒア州および隣接するオッドミアンチェイ州周辺において、カンボジア軍とタイ軍の間で武力衝突が発生しました。重火器を伴う戦闘により住民の避難が始まり、国境地帯の緊張が急速に高まりました。その後、7月28日には両国政府間で即時かつ無条件の停戦に合意し、10月26日には緊張緩和を目的とした共同宣言が署名されるなど、表面的には沈静化の動きが見られていました。

しかしながら、国境地域ではその後も軍の展開が続き、緊張状態は完全には解消されていませんでした。こうした中、2025年12月7日以降、プレアビヒア州およびオッドミアンチェイ州の国境地域で再び軍事行動が激化し、銃撃戦に加えて空爆やドローンによる攻撃も報告される事態となりました。

12月8日以降、戦闘は北部から西部にかけて拡大し、バンテアイミアンチェイ州、バッタンバン州、プルサット州、コックン州など複数の州に影響が及びました。これによりピーク時で649,163人をこえる避難民が発生し、民間インフラへの被害も相次ぎ、道路の遮断や行政機能の停止、保健医療・教育サービスの中止が各地で起こりました。

この状況を受け、各国政府は危険情報を相次いで引き上げ、日本政府も国境から50km以内をレベル3(渡航中止勧告)、50km~80km圏内をレベル2(不要不急の渡航中止)とする措置を継続しています。

3. 停戦合意以降の状況

12月27日には、カンボジア・タイ両国の国防大臣による特別会合において停戦が合意され、紛争の影響で各地に避難していた人々の一部では帰還が始まっています。2026年1月10日朝時点で、約48万人の避難民が帰宅した一方、16万7,226人が依然として避難キャンプに留まっています。

プレアビヒア州においても3万を超える避難者が確認されており、多くの住民が停戦の持続性を見極めるため、依然として帰還できない状況が続いている。避難民の多くはクーレン郡およびチエープ郡に集中し、その多くは親族宅やパゴダなどで不安定な生活を余儀なくされ、生計手段を失い、食料・生活必需品の確保が困難な状況に置かれています。

4. シェアカンボジア事務所の対応

(1) 初動対応

2025年12月以降の紛争再激化を受け、シェアカンボジア事務所は、現地スタッフおよび関係者の安全確保を最優先事項として対応を開始しました。国境地域での戦闘激化および危険情報の引き上げを踏まえ、12月11日にはプレアビヒア州内で実施していた通常事業を一時停止し、現地スタッフは自宅を含む比較的安全な地域への待機体制に移行しました。日本人駐在員については、JICAカンボジア事務所の安全指示に基づき、プノンペンへの退避措置を実施しました。

その後も、現地スタッフを通じて州当局、郡・コミューン当局、女性子ども委員会などの関係機関と継続的に連絡を取り、治安状況および避難者発生状況に関する情報収集を行ってきました。特に、プレアビヒア州内のクーレン郡およびチープ郡に避難者が集中していることを確認し、当該地域における人道ニーズの把握を計画しました。

(2) 活動上の制約と対応方針

現在、シェアカンボジア事務所は、日本政府が指定する渡航中止勧告(レベル3)地域内に位置しているため、事務所は一時閉鎖とし、リモートワーク体制へ移行しています。このため、日本人駐在員による現地入りは行えず、活動は現地スタッフを中心とした体制での実施が前提となっています。

また、治安上の理由から、避難所の位置や避難者の状況に関する情報公開には制限があり、写真や映像による記録が認められないケースも確認されています。加えて、物流の制限や市場機能の不安定化により、物資調達や移動計画には柔軟な調整が求められています。

こうした制約の下においても、シェアはこれまでの保健・栄養分野での事業を通じて構築してきた州・郡・コミューンレベルの行政機関との信頼関係を活用し、行政主導の対応を補完する形での人道支援を行う方針としています。

(3) 今後1か月の方針(緊急支援フェーズ)

今後1か月間は、緊急対応フェーズとして、以下の方針に基づき活動を展開します。

第一に、プレアビヒア州当局および関係機関と連携し、1月5日より避難世帯を対象としたニーズ把握を実施します。ニーズ調査は、治安および移動制限を踏まえ、コミューン当局、村長、女性子ども委員会などのキーパーソンを対象とした簡易調査を中心にを行い、食料、生活必需品、衛生用品等の優先度を整理します。

第二に、把握されたニーズに基づき、1月12日より親族宅やパゴダなどに分散して避難している世帯を中心に、食料および衛生キット等の緊急生活物資の配布を段階的に開始します。特に、乳幼児を含む世帯、妊産婦、高齢者、女性世帯主世帯など、脆弱性の高い世帯を優先対象とします。

第三に、物資配布と併せて、簡易的な衛生啓発や健康・栄養に関する基礎的な情報提供を行い、不安定な避難環境下における感染症や栄養不良リスクの低減を図ります。

第四に、治安およびアクセス状況の変化を継続的にモニタリングし、必要に応じて活動地域、実施方法、配布規模を柔軟に調整します。活動の安全管理については、州当局および在外関係機関との情報共有を継続し、スタッフおよび受益者双方の安全確保を最優先とします。

これらの対応を通じて、シェアは、行政の対応が限定的となっている地域や世帯に対し、迅速かつ公平な緊急支援を提供するとともに、今後の中期的な回復・復興支援につながる基盤形成を目指します。

(4) 活動状況 1月12日現在

クーレン郡におけるニーズアセスメントの結果を踏まえ、1月12日には3つのコミューンにおいて、親戚宅などに分散して避難している102世帯(約400人)を対象に、約1週間分の米、調味料、食用油、洗剤、バケツなど、生活に欠かせない必須物資を配布しました。

これらのコミューンでは、7月から避難生活を続けている世帯も多く、避難者からは「家が国境近くにあり、なかなか

か帰還の許可が下りない」「田畠が心配だが、収穫ができず収入もない」といった切実な声が聞かれました。今回配布した物資には10kgの米も含まれており、ある避難者は感謝の言葉を述べつつ、数日間の食料を確保できることに安堵した様子を見せていました。シェアの支援は、生活を維持するために最低限必要な必須品目を中心としましたが、収入のない状態で避難生活が長期化する中、生鮮食品を含むさらなる支援ニーズが高いことも明らかになりました。

※チエーピー郡はレベル3(渡航中止勧告地域)のためレベル引き下げを待って順次物資配布を予定



配布を待つ避難者



郡女性子ども委員会、コムユーン長らの出席で配布



世帯別に配布物資を用意するシェアスタッフ